

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

One consideration about the problem of specialty and the childminder training of the childminder :
The analysis of the contents of a flow and the childcare magazine of the revision of the point,
the guidance to a clue

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-08-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小川, 房子 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1136

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



保育者の専門性と保育者養成の課題

— 要領・指針の改訂の流れと保育雑誌の内容の分析を手掛かりに —

小川 房子

はじめに

保育者養成校が中心として育てる基礎的事項として「時間や期限を守ることができる」「常に身だしなみは清潔感があるように心がける」「言葉遣いやマナーに配慮して行動することができる」などが挙げられる。しかし、保育に対する社会的ニーズの高まりと比例するかのように、保育の場では即戦力となる人材を求める傾向が高まりつつある。保育者養成に携わる者として、子どもを取り巻く環境の変化に伴う保育への社会的期待、子どもを取り巻く環境の変化による保育者役割の変化、保育方法などの実践的方略の変容、などを踏まえつつ、これらを的確に捉え、学生に伝えると共に、専門性を発揮できる基盤づくりをすることが求められていると感じている。

1. 研究の目的

(1) 保育者（保育士・幼稚園教諭）の専門性はどのように語られているか

保育所保育指針¹⁾において保育所保育士の専門性については、倫理観に裏付けされた専門知識、技術及び判断が必要であることが強調して述べられている。保育所保育指針解説においては、平成15年に改正された児童福祉法第18条の4を踏まえ保育士の専門性として、①子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、その成長・発達を援助する技術、②子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識・技術、③保育所内外の空間や物的環境、様々な遊具や素材、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく技術、④子どもの経験や興味・関心を踏まえ、様々な遊びを豊かに展開していくための知識・技術、⑤子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識・技術、⑥保護者等への相談・助言に関する知識・技術、が挙げられている。保育士の職務が、多様化・複雑化・個別対応化していることがわかる。幼稚園における保育者は教諭と呼ばれ学校教育の一環として「教諭」としての専門性が必要とされている²⁾。平成14年6月24日に幼稚園教員の資質向上に関する調査研究協力者会議からの「幼稚園教員の資質向上について — 自ら学ぶ幼稚園教員のために」についての

報告書⁴⁾では、幼稚園を取り巻く環境の変化と幼稚園教員に求められる専門性として①幼稚園教員としての資質、②幼児理解・総合的に指導する力、③具体的に保育を構想する力、実践力、④得意分野の育成、教員集団の一員としての協働性、⑤特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力、⑥小学校や保育所との連携を推進する力、⑦保護者及び地域社会との関係を構築する力、⑧園長など管理職が発揮するリーダーシップ⑨人権に対する理解、が挙げられている。

平成20年版の幼稚園教育要領⁵⁾の総則には、「幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない」と明記されている。そして、その様々な役割については、共同作業、あそびの援助者、モデル、理解者、心のよりどころ、であると解説されている。このような多様な役割を場に応じて実践し、活動を豊かにすることにより幼児の心身の発達を助長できる能力が幼稚園教諭の専門性と言えよう。人間がもっともめざましい成長発達を遂げる時期の教育を担う保育者に求められる知識・技能は、発達段階にともなって多様であり、活動・生活全般にかかわって幅広い。また、近年の保育政策とも関連し、①幼稚園教諭と保育士の専門性の相違をどうとらえるか、②福祉施設職員、地域子育て支援担当者、園長・主任に求められる専門性とそれをどう確保するか、③専門性と労働条件や職場環境との相関およびそれらのあり方、④養成および資格・免許制度のあり方、検討すべき課題は多い³⁾。このように「保育者の専門性」は、重要でありながらも十分な整理・検討がされているとは言えない側面もある。

平成21年から始まった保育士養成課程等検討会⁶⁾において、保育士養成の現状や保育現場の状況を踏まえて、保育士養成課程の改正を決定した。その際、保育士に求められる今日的課題などを踏まえ、子どもの保育と保護者支援を担う保育士の専門性について学ぶ科目として新設されたのが「保育者論」である。保育者自身が保育者として求められる専門性を正しく理解する必要性の高まりによる新設と言えよう。この科目のテキストの中で語られる保育者の専門性は大まかに「保育者の本質」、「現代社会が保育者に求める専門性」、「保育者集団の中で求められる専門性」、「保育者個人に求められる専門性」、以上4つに分類される⁷⁾。

注) 保育士・保育者の表記は、保育士養成課程検討会「保育士養成課程等の改正について」の保育者論の中の表記に合わせて用いている。

(2) 保育者の専門性に関する議論

保育者の専門性については、保育に対する社会的ニーズがめまぐるしく変化していることから、「変容」を背景として、感情的実践、反省的実践、技術的実践の視点から研究されている。

対人援助サービス業務が拡大する現代社会においては少しずつ用いられるようになり、看護の分野では保育の分野より早い段階で用いられていたのが「感情労働」という概念である。「肉体労働」「頭脳労働」という表現があるように、感情労働とは、自分の感情を制御し、相手の感情に合わせて対応することで対価を得る労働のことである⁸⁾。保育者の経験がある筆者も、子ども

の感情に合わせて向き合うことに教育的価値を見出し、自分の感情を使いこなしながら保育をしていたと感じている。このように、「感情労働」の視点から対人援助職である保育者の専門性を新たな切り口として語ろうとする動きと労働を表す新たな概念として保育の場にも「感情労働」を受け入れる動きが拡大しつつある。とは言え、感情的実践に関する研究はまだ十分にされていない状況にある。

反省的実践家としての保育者の専門性が語られるようになると、状況や文脈に応じた対応が求められる保育の営みにおいて保育者は、行為が行われている最中にも意識はそれらの出来事をモニターするような反省的実践を身につけることで、専門性の向上を図ることに関心が向けられてきた⁹⁾。もうひとつが、技術的実践としての保育者の専門性である。保育者であればだれにでもでき、役に立ち、効果があがるような技術的実践を身につけることで、専門性の向上を図ることに関心が向けられてきた¹⁰⁾。このモデルでは、可視化可能な保育者の行為に焦点を当てるため、養成過程でも取り入れやすく、学生も成果を感じやすい利点もある。保育の現場は待機児童解消のための急速な拡大に伴い、保育所のみならず幼稚園や子ども園においても慢性的な保育者不足に直面している。そのため、即戦力を求められる傾向が強いが、成長し続けるという視点に欠け、単なる技術の習得だけにとどまってしまうと、確実にキャリアを積み重ねる力の養成はできないという問題が生じる。保育者の養成を実践する者が、専門性とは何か、養成課程において育むべき専門性の基礎となる資質・能力は何かを十分に整理・検討する必要がある。

(3) 「子育て」を支える視点での保育者の専門性

平成10年6月30日に中央教育審議会から「新しい時代を拓く心を育てるために」——次世代を育てる心を失う危機——の答申¹¹⁾が出された。その中の第4章「心を育てる場として学校を見直そう」(1)-(a)「幼稚園・保育所で道徳性の芽生えを培おう」において、「幼児の発達段階を踏まえつつ、教員や保育者が幼児期の道徳性の芽を伸ばし、育てる適切な働きかけをしていくことをお願いしたい。」と明記された。また、こうした考え方に立って、「我慢を知らずすぐに暴力に訴えるような振る舞いが見られる場合などには、きちんとその心に働きかけてほしい。」という留意事項も明記されている。家庭教育力・地域教育力が低下していると言われる現代社会において、それらを補完し、乳幼児の心を育む力も保育者の専門性として挙げられている。

その後、平成17年1月28日の「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」の中央教育審議会答申¹²⁾において、①基本的な生活習慣や態度が身に付いていない、②他者とのかかわりが苦手である、③自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、④運動能力が低下しているなどの課題が指摘されている。また、小学校1年生などの教室において学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況、いわゆる⑤小1プロブレムが見られ、加えて、近年の子どもたちは、⑥学びに対する意欲や関心が

低いと子どもの育ちの現状を示した。これは、「新しい時代を拓く心を育てるために」必要な保育・幼児教育が十分に行われていないことを示唆するものである。回答申では、幼稚園等施設の教員等の今日的課題として、社会環境の変化等に伴う新たな課題に対応するための能力が必要とされている一方で、「近年の教員等には、幼児教育を実践する上で必要となる資質が十分に備わっていない者、近年は、幅広い生活体験や自然体験を十分に積むことなく教員等になっている場合も見られる。」と厳しい指摘をしている。

(4) 新3法令改訂の要点と保育者の専門性

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まった。大都市圏の待機児童の解消と少子化が進む地域の施設統合や子どもの年齢や養育者の就労状況に応じた多様な受け皿の確保といった「量」の拡充と、保育者に対する研修の充実やキャリアパスの取り組みの推進、すべての子どもに質の高い幼児教育の実施、幼児教育の目指す方向と指導法などの改善、といった「質」の向上を推進することを目的としている。同時改訂の趣旨は、①3歳以上児の「幼児教育の共通化」②子ども子育て支援新制度での「幼児教育の質の方向性」③小学校から見たときの「幼児教育で育つ力の明確化」である。また、新3法令に共通する具体的な改訂の要点は、①幼児教育において育みたい資質・能力、②幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）、③主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）、④小学校教育との接続、が挙げられる。

幼稚園教育要領、保育所保育指針（認定こども園教育・保育要領）も社会的背景を反映し改訂を重ねている。それに伴い保育者の職務も多様化・複雑化しつつある現状であり、保育者に求められる資質や専門性も変化しつつある。89年改訂要領が保育者の役割や指導性を不明確化したと言われる中、子どもの自発性を尊重しかつ環境による教育を行うために、子ども一人一人を論じる言説の創出、省察と評価の一体化、「見守る」保育方法などの実践的方略が現場において生成されてきた¹³⁾とされているように、幼稚園教育要領、保育所保育指針（認定こども園教育・保育要領）が改訂されれば、実践的方略にも変化が見られ、求められる専門性も変化するのは当然のことである。乳幼児の心身の健やかな育ちのために、施行後に緩やかに変容していく保育において求められる保育者の専門性を敏感に捉えた保育者養成を実践する必要がある。「質」の向上が強調されている今、さらなる質向上が必須課題となるこれからの保育者に求められる専門性とは何かを整理し、養成課程において向上させるべき力を検討するために本研究を行う。

2. 研究の課題と研究方法

(1) 研究の課題

これまで述べてきたように、保育者の専門性は他視点から多様に語られている。今を全力で生きる乳幼児のために、今を全力で支える保育者を養成したい。そのため保育者の専門性を見つめ

直し、有効かつ実用性の高い養成内容を明らかにするため、以下ふたつの調査を行う。

(2) 研究方法

1) 2018（平成30）年4月施行までの流れと養成内容の要点の分析（研究1）

2018（平成30）年4月新3法令施行までの流れと社会や行政、子どもを取り巻く環境などをまとめ、各改訂の際に強調された事項、各改訂の際に新設された事項について考察する。

2) 保育雑誌の内容の分類による養成内容の分析（研究2）

保育者は、子どもたちの健やかな心と体の育ちを保証するために、学び続ける存在である。そのことを象徴するかのようになざまな保育雑誌が発行されている。一般的に雑誌は、分野の別なく購買意欲を高めるためにトレンドを取り上げる戦略をとっている。保育雑誌も例外ではない。そのため、保育雑誌に取り上げられている内容を手掛かりに、その時代の保育と保育者に求められる専門性を明らかにすることができるのではないかと考えた。そこで、『幼児と保育』（小学館）を、以下の手順で分析し、保育者の専門性を明らかにすることを試みる。

手順① 4期（表1参照）の4月号から3月

号の連載の中からひとつ、当時の保育者の現状がより反映されていると読み取れる連載を選びタイトルを挙げる

手順② 4期それぞれの4月号から3月号ま

で特集内容のタイトルを挙げる

手順③ 連載内容と特集内容に取り上げられ

ている内容を読み、一覧化した掲載タイトルをKJ法を用いて保育者に求められる力として項目化し、分類する。項目化する際には、研究の目的に挙げた専門性を表現する際に用いられている文言や専門性研究の関心項目を参考にしながら行い、分類に従い図化する

手順④ 図化された結果をもとに、保育者の専門性を総合的に考察し、養成内容の検討をする

表1 各期の期間

期	期間
I期	1986年4月号～1987年3月号
II期	1996年4月号～1997年3月号
III期	2005年4月号～2006年3月号
IV期	※2015年4月号～2016年2月号（隔月刊）

※分析する雑誌は幼稚園教育要領の改訂の影響を考慮し、改訂前と改訂後7～8年を経過した年に設定した。

3. 結果と考察

(1) 2018（平成30）年3月施行までの流れと養成内容の要点の分析（研究1）

1) 遊び体験

今、保育者を目指し養成課程で学ぶ学生が育った環境を把握し、補完的内容を検討する必要があるのではないだろうか。今の学生たちは、都市化・核家族化・少子化が進む中、「時間」「空間」「仲間」の「3間」が減少したと言われる環境で育っている。そのため、かつては地域のコミュニティにおいて身につけたコミュニケーション力や地域の異年齢集団において身につけた自制心・

規範意識が十分に身につけていないと感じる学生も多くいる。また、今の学生は遊びの楽しさを知らないばかりでなく、遊び自体を知らない現状がある。「遊びを通しての総合的な指導」が保育の基本であることを考えれば、遊びを体験させるとともに、遊びを通して指導することを深く理解させる必要がある。子どもの遊びを深く理解し、遊びから得られるものを読み取る力も必要である。結果だけにこだわる保育ではなく、過程こそ重要であるという保育の在り方にも関連する。

2) 「伝える力」「傾聴する力」

平成10年版の領域「言葉」の「したこと、見たこと、聞いたこと、感じたことなどを自分なりに言葉で表現する」から、平成20年版の領域「言葉」では、「したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する」に改訂された。このことは、子どもたちの「せんせい、みてて」に応答的に関わる力と「せんせい、みてて」が生まれる場面を予測して「今・ここで」を重要視して援助する力が必要となる。

さらに、近年の学生は語彙力が少ない傾向にあり、子どもへの生きた言葉の送り手と子どもからの生きた言葉の受け手になれないことも少なくない。「伝える力」「傾聴する力」の育成も検討する必要がある。また、対応する対象から支援する対象へ変わった保護者との関わりに関する知識・技術に関しても「伝える力」「傾聴する力」が求められる。1998（平成10）年 幼稚園教育要領3次改訂に「子育て支援のために地域の幼児教育のセンターの役割を果たす」、続く1999（平成11）年 保育所保育指針2次改訂に「地域の子育ての拠点としての機能を果たす」と明記され、在園・入所家庭への支援だけでなく、より広い範囲で支援する力が求められるようになった。異なる価値観や子ども観をもった保護者に対して支援をするためには、現代の学生が苦手とするところである「伝える力」「傾聴する力」が必要と言える。

「伝える力」「傾聴する力」の育成は、2008（平成20）年 保育所保育指針3次改訂に明記された「保育士の専門性向上と協働性」にも関連する。複雑化・多様化するニーズに応えつつ質の高い保育を展開するために、保育者個人の能力を発揮するだけでは対応しきれない多重な役割を担う現代の保育者事情に加え、近年は多職種による協働の必要性も、これまで以上に高まっている。

3) アクティブラーニング

近年、学校教育ではアクティブラーニングが注目されている。保育者養成課程においても、ふたつの必要性が挙げられる。ひとつは指導法としてのアクティブラーニングである。新3法令において、幼児教育においてもアクティブラーニングを実践し、アクティブラーニングの視点から常に指導内容の改善を図ることになった。アクティブラーニングの視点とは、①周囲の環境に興味や関心をもって積極的に働きかけ、見通しをもって粘り強く取り組み、自らの遊びを振り返って、期待をもちながら、次につなげる「主体的な学び」の視点、②他者とのかかわりの中で、自

分の思いや考えを表現し、伝え合ったり、考えを出し合ったり、協力して自らの考えを広げ深める「対話的な学び」の視点、③直接的・具体的な体験の中で、「見方・考え方」を働かせて対象と関わって心を動かし、幼児なりのやり方やペースで試行錯誤を繰り返す、生活を意味あるものとして捉える「深い学び」の視点である¹⁴⁾。現在、保育者養成校に在籍している学生にとってアクティブラーニングは決して馴染み深いものではないだろう。幼児期の「主体的・対話的で深い学び」の実現のためには指導法として実践可能な力をつけることが必要であると言えよう。

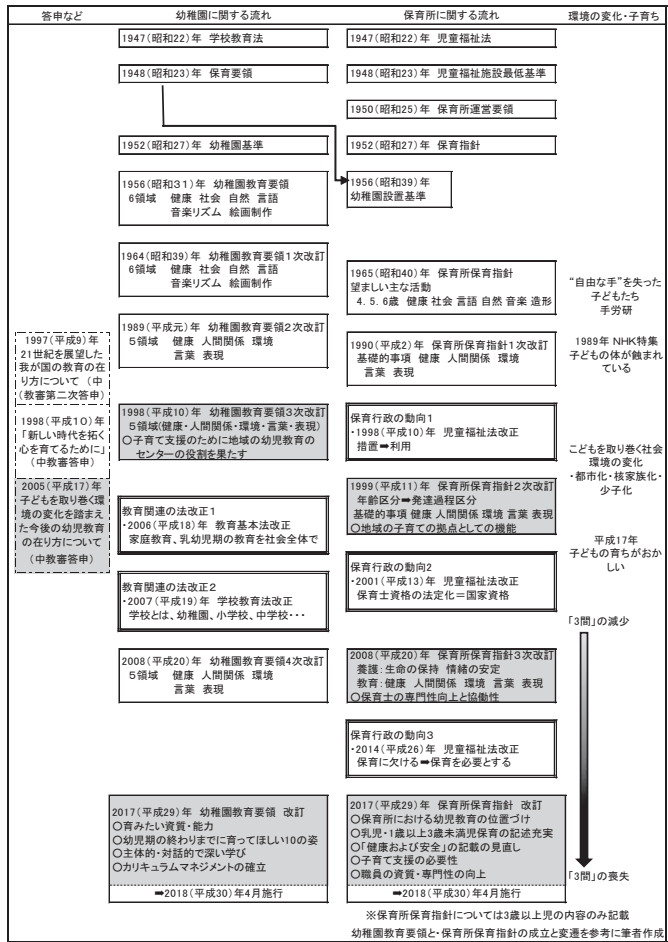
もうひとつは学生の資質向上のためのアクティブラーニングである。新3法令では、幼稚園、

保育所、幼保連携型認定子ども園は幼児教育施設と位置付けられ、小学校との接続がより一層強化された。また、小学校との接続の強化にとどまらず、「資質・能力」は教育を通じて伸びていくものであることから、小学校以上の学校教育と共通する力の育成をすることが明確にされた。これまで以上に幼児教育施設は幼児期の基礎を培う重要な役割を担うことになる。この資質・能力の柱が、①知識及び技能の基礎、②思考力、判断力、表現力等の基礎、③学びに向かう力、人間性等である。幼児期にその基礎を育成する立場の保育者にも、これらの資質・能力が備わっていることが望ましいと考える。学生自身も養成課程においてアクティブラーニングを体験し、保育を学ぶ学生として「主体的・対話的で深い学び」を実現させることが必要である。

4) 書く力

新3法令では、共通の事項として新たに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が10項目

図1 幼稚園教育要領・保育所保育指針 2018(平成30)年施行までの流れと動向



※保育所保育指針については3歳以上児の内容のみ記載
幼稚園教育要領と保育所保育指針の成立と変遷を参考に筆者作成

(以下、「10の姿」と表記)が明記された。①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活との関わり、⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり・生命尊重、⑧数量・図形、文字等への関心・感覚、⑨言葉による伝え合い、⑩豊かな感性と表現、である。これらは、幼児期の終わりの到達目標ではなく、5領域の内容を整理し、5歳児の後半ごろに見られるであろう姿、5領域の内容を踏まえて保育者が重点的に指導するであろう姿を、すでに3)で取り上げた、資質・能力を前提にして具体的な姿として示したものであると説明されている。これら「10の姿」は5歳児の終わりに突然現れるものではなく、3歳児・4歳児ごろからの指導によって、また、その時期の経験の積み重ねによって5歳児の終わりに生活のあらゆる場面で見られる姿である。5歳児の終わりの姿を見据えての指導が必要となり、同時に今の姿を記録する力も必須課題となる。

また、新3法令に共通してこの「10の姿」が新たに設けられた背景には、小学校から幼児教育施設を見た場合に、幼児の育ちをよりわかりやすくしたものであり、幼児教育施設から小学校を見た場合には「その子」の育ちをより伝えやすくしたものである。つまり、小学校との接続の強化としての意味が大きい。このことは、「その子」を理解する力と理解した事柄を記録する力がこれまで以上に求められるということである。

(2) 保育雑誌の内容の分類による養成内容の分析(研究2)

研究2においては、保育雑誌『幼児と保育』(小学館)の内容をⅠ期(1986年4月号～1987年3月号)、Ⅱ期(1996年4月号～1997年3月号)、Ⅲ期(2005年4月号～2006年3月号)、Ⅳ期(2015年4月号～2016年2月号)の4期において各期の連載(時代を反映している連載を選択)と特集に取り上げられている内容を読み、KJ法を用いて項目化した。期の設定は、要領・指針の改訂から7～8年経過した時期とした。その結果、①問題と向き合う力、②(活動や行事を行うための)豊かな発想、③幼児の内面を読む力、④遊びを楽しむ力、⑤伝える力・話す力、⑥環境をつくる力、⑦自己評価する力、⑧事務処理をする能力の項目に分類することができた。以下、期毎に考察する。

1) Ⅰ期(1986年4月号～1987年3月号)の結果と考察

この期は全般的に、望ましい保育の追求と保育の質向上を目的とする誌面づくりであると読み取ることができる。そのため、「問題と向き合う力」の項目が最も多く取り上げられており、子どもたちの遊びと生活を支える観点から捉えると、遊びに関することが問題として挙がることよりも、生活に関することが問題として挙げられる傾向にあることがわかった。これは、遊びよりも生活に関することの方が保育の成果が形となって見えやすいことから、保育者自身が成果を問われると自覚していることの表れだと推察される。また、遊びは楽しく取り組むことにより継続的な指導が可能であるが、生活に関することは楽しさを感じながら反復練習することの難しさ、

機転を利かせながら根気強く働きかけ身につけることの難しさがあると考えられる。保護者との接し方に関する内容、保育者の心と身体の悩みに関する内容、他は子どもとの関わり方、保育の方法、保育の内容に関する内容も多く取り上げられている。保護者に関しては、「お母さん・母親」に限定している点が、特徴的であると言える。また、この期は、まだ保護者は支援の対象ではなく対応する存在であり、誌面に「保護者対応」の文字も見られる。

I期の限定的内容である、「新たに予定される幼稚園教育要領の態度について」に注目したい。ようやく現行の要領・指針に馴染み、実践的方略が暗黙知となると、次の改訂に向けて新たな実践的方略を模索するための学習を始める必要がある。保育において態度を育むということへの当時の戸惑いが読み取れる。また、善悪を判断し行動する力が十分に育っていない幼児の行動も「いじめ」と捉えるべきか、その行動といかにして向き合うか、問題提起がされている。

2) II期(1996年4月号～1997年3月号)の結果と考察

1989(平成元)年に幼稚園教育要領が6領域から5領域に再編成された。それまでの6領域とは、健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画制作、であったことから小学校以上の科目をイメージしやすいという問題が生じた。科目に直結する、教科に準じているという誤解から、小学校教育の前倒しのような保育が行われたことを改善するため、新たな視点での5領域の組み立てとなった。このことを反映していたと推察されるが、設定保育の内容が中心だったI期に比べると、II期は(活動や行事を行うための)「豊かな発想」と「遊びを楽しむ力」に関する内容が多く取り上げられている。このことは、幼稚園教育要領(平成元年版)総則に明記された、「幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。」に大きく関連しているものと思われる。遊びを重要視した誌面作りが感じ取れる。

I期で問題提起された「いじめ」については、幼児の行動そのものを「いじめ」と捉えるよりも、「いじめの芽」になると捉えていることがわかる。1989年(平成元)年の幼稚園教育要領の領域「人間関係」内容(7)の「友だちとのかかわりの中で言ってはいけないことやしてはいけないことがあることに気付く。」が、II期の2年後にあたる1998(平成10)年に改訂された幼稚園教育要領の領域「人間関係」内容(8)では、「よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。」と一層強い表現になっていることから、子どもが善悪の判断をできるように指導することが保育者に求められていることが読み取れる。

I期では、保育の中の自己の行為に対する評価が取り上げられている。II期には、保育に対する評価が取り上げられており、保育における評価の在り方が変わったことを示唆している。これは、1998(平成10)年に改訂された幼稚園教育要領第3章-1一般的な留意事項(7)に「幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、

常に指導計画の改善を図ること。」と明記され、保育の質向上の取り組みに評価が欠かせないものとなった背景があると言えよう。

昭和から平成に変わる頃から子どもを取り巻く環境の変化が著しく、子どもが育つ環境に不可欠な遊びの「時間」「空間」「仲間」の減少が危機的に語られるようになった。地域での仲間集団が消えたことは、子どもが異年齢でかかわる場も減少したということになる。異年齢での関わりでは、年上の子は下の子をいたわる対象として思いやりの気持ちをもって関わり、年下の子は年上の子がしてくれることへの感謝や憧れの気持ちをもって関わることにより、同年齢の関わりとは異なる豊かな感情を育むと言われ、その経験不足を保育において補うことが期待された。それを反映するかのように、「豊かな発想」の項目に「異年齢交流」が挙がっている。保育者には、発達の異なる年齢の子どもたちが楽しく過ごすための「豊かな発想」が求められたと言えよう。

3) Ⅲ期（2005年4月号～2006年3月号）の結果と考察

期毎に分類し、求められる専門性を明らかにすることを試みた結果、89年の幼稚園教育要領改訂後「見守る」保育方法などの実践的方略が現場において生成されてきたと研究の目的において述べたように、それまでは見られない「見守り」が2005年の誌面には見られる。これは、場に応じた保育をする力であるとともに現代の保育者に求められる専門性を表すキーワードのひとつであると言える。

Ⅲ期では、Ⅰ期・Ⅱ期と比較して、事例研究や年齢別などの具体的な内容が多く取り上げられている。保育の質向上のために、保育の場面をより丁寧に観察し、一人ひとりを理解することに心を砕く保育現場の息づかいが、誌面からも感じ取れる。また、Ⅲ期に見られる子どもの心身の発達を促進する保育者の在り方も指導から支援・援助に変わっている。子どもが主役であることも同様に、Ⅰ期・Ⅱ期には薄かった視点である。「遊びを楽しむ力」では、「子どもがなりきる」「子どもの主体性を育てる」がタイトルに含まれ、共に楽しむことが強調されている。筆者は保育の現場にいた当時は、子どもが好きで保育者を目指す学生であれば、遊びを通して子どもと心を通わせることは容易にできるものと考えていた。しかし、養成に携わるようになってからは、内面にあるものとして放置せずに指導することが必要であると考えようになった。

保育者の心身のつらさ、人間関係の難しさ、など早期離職につながる内容も取り上げられている。また、新人保育者向けのQ&Aが多くみられることから、新人保育者の育て難さが浮き彫りにされている。Ⅰ期・Ⅱ期では、困り感や保育の難しさに直面した際に直視して向き合う力こそ保育者に求められる力であるという捉え方をしていたが、Ⅲ期には、一人で向き合うことは奨励せず、相談をして協力しながらより適切な解決策を模索することを奨励している。それだけ保育における問題も複雑化・多様化していることが推察できる。

保護者関連では、保育者に求められる事項として「支援の意識」と「相互理解を図る」ことが

挙げられている。対応する対象から支援する対象への変化はⅡ期でもすでに見られたが、Ⅲ期ではパートナーとしての支援の在り方がより一層明確にされている。また、保護者に「今どきの」という表現が附記されていることから、変容したのは支援の在り方だけでなく、保護者も同様であり、さらにその変化は保育者にとって保護者支援をより難しいものになっていることがわかる。

トイレトレーニングが取り上げられている背景には、「子育て」の変容がある。紙おむつの普及と保護者の価値観の変容とが相まって、排泄の自立時期が大幅に遅くなっている現状がある。Ⅲ期の頃には幼稚園教諭の新しい職務となりつつあったことがわかる。「子育て」が変容すれば、保育者の職務も変換し、多重な職務を担うことになる。

4) Ⅳ期（2015年4月号～2016年2月号）の結果と考察

隔月号になり、取り上げられる頻度や項目数ではⅠ期からⅢ期とは比較できない。しかし、取り上げられている内容には、明らかな変化が見られる。Ⅳ期に最も多く取り上げられている項目は「環境をつくる力」である。「主体的」「自律的」に行動するための環境とは何か、「思考力を育む」・「読み書き・豊かな数量体験を育む」環境とは何か、事例を取り上げながら環境を通して行う保育を発信している。教え込みや知識の詰め込みが「幼児期にふさわしい生活」とは言えないことを考えさせられる内容である。

また、保育者の立ち居振る舞いを取り上げていることは、保育者の役割のひとつに挙げられる「モデル」に関連すると考える。保育者の人的環境としての在りようを考え、子どもたちが保育者の言動を行動モデルにしながら社会化することを踏まえ、保育者の言動に教育的価値を見出している内容である。また、「保育者のメンタル」が取

図2 保育者に求められる力について（1986年度の雑誌内容の分析より）

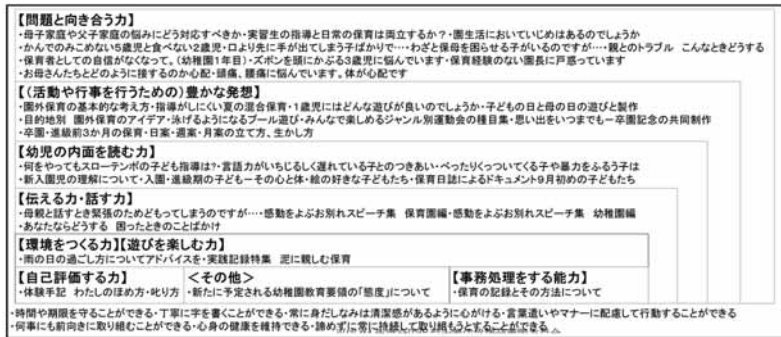
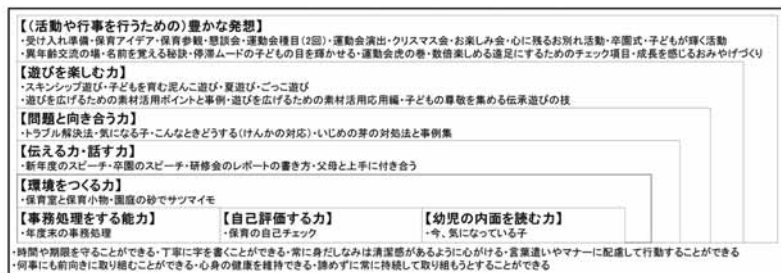


図3 保育者に求められる力について（1996年度の雑誌内容の分析より）



り上げられている点も、時代を反映している。多様化・複雑化に加え、多重な役割を担う保育者の「心の健康」の必要性が高まっていることが背景にある。保育者の立ち居振る舞いに教育的価値を見出し、望ましい人的環境として保育者が存在感を発揮するために、「心の健康」を維持する

ことに関心が集まったと言えよう。

「安定した体をつくる」も、時代を反映した興味深い内容である。子どものからだの変化に関する保育・教育現場での実感に基づいて、“最近ふえている”、“変わらない”、“いない”、“わからない”を選択回答する調査である、子どものからだ調査2005（“実感調査”）¹⁵⁾では、「最近ふえている」という“実感”ワースト10の保育所の9位に「転んで手が出ない」、幼稚園の9位に「つまづいてよく転ぶ」が入っている。「安定したからだをつくる」が取り上げられている背景には、このような保育者の実感があると言える。

4. 総合考察

保育者の専門性を踏まえて養成内容を検討し保育者養成校の課題を明確にするという研究課題を明らかにするため、研究1および研究2に取り組んだ。その結果「保育者の本質」、「現代社会が保育者に求める専門性」、「保育者集団の中で求められる専門性」、「保育者個人に求められる専門性」をバランスよく理解させながらも、特に保育者個人に求められる専門性を身につけ、保育者としての自己肯定感を育むための課題が9項目見出された。

図4 保育者に求められる力について（2005年度の雑誌内容の分析より）

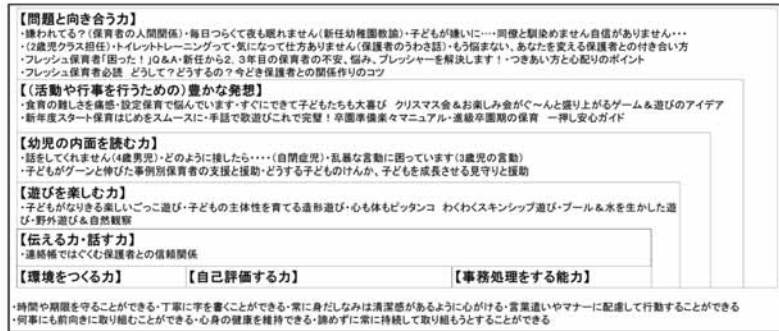
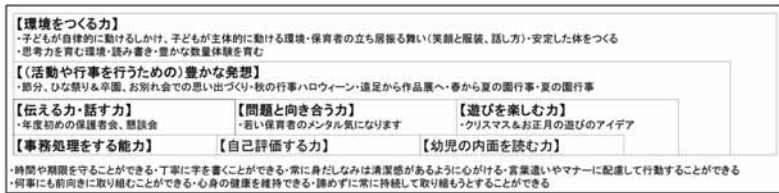


図5 保育者に求められる力について（2015年度の雑誌内容の分析より）



注) 隔月刊に変更によりⅠ期からⅢ期までに比べ項目数が少ない

図2~図5は、平成24年度全国保育士養成協議会専門委員会課題研究報告を参考に筆者作成

① PDCA サイクルを基本とした行動スタイル

近年、保育の評価の重要性が高まっている。保育の質向上のためのPDCA サイクルを理解させ、学生自身が日常の学修においてもPDCA サイクルを基本とした行動スタイルを確立できるような学生指導と実習教育が連動する仕組みを構築することが課題のひとつであると考えられる。

② アクティブラーニング

新3法令では、幼児教育において育む「資質・能力」は小学校以降の学校生活においても連続性をもって育てていくことが明確にされた。幼児期の「主体的・対話的で深い学び」の実現のためには、学生自身も養成課程においてアクティブラーニングを体験し、保育を学ぶ学生として「主体的・対話的で深い学び」を実現させる必要がある。また、学生に指導法を教授する視点からも、アクティブラーニングを養成校教員が実践することと環境の整備が養成校の課題となる。

③ 子育て支援（保護者支援）の知識と援助技術

保護者との関わりに困り感をもつ保育者が増加している。対応する対象から支援する対象となり、そのため知識・援助技術が必要となった。コミュニケーションが苦手な学生も少なくない現状のなか、保護者とパートナーシップをもって向き合える力を養成することが、これまで以上に大きな期待を寄せられている。

④ 感情に教育的価値を見出す力

子どもは身近な大人の感情から自分の感情について学ぶと言われている。保育者は、家族以外に最も身近な大人として「子どもの感情の調整役」と「子どもの感情のモデル」の役割を担うとも言われている。感情的実践に関する専門性はまだ十分に整理・検討されていないが、子どもの感情の育ちに重要な役割を担うことが明らかになりつつあることから、自己の感情の動きを感じ取る力をつける必要がある。そのことが幼児の内面を感じ取る力につながる。感情という目には見えないものをいかにして学ぶか、その工夫が養成校の課題である。

⑤ 遊びの知識と遊びを楽しむ力

子どもを取り巻く環境が「子育て」に望ましいとは言えないなか、伝承遊びを知らない、遊びの楽しさを味わう経験が乏しいなど保育者として活かされる経験を幼少期に積み重ねていない学生が増加している。伝承遊びなどをすでに知っているものと捉えるのではなく、養成課程で経験させることが望ましいと捉えることが、現代的な保育者養成と言えるのではないだろうか。

⑥ 生活力の向上

雑巾がぎゅっと絞れない、竹ぼうきとちり取りの扱いに不慣れ、など学生の生活力の低さを問題視したい。遊びや生活を通して、子どものモデルとなって生活に必要な力を育む保育者の生活力が低下していることは危機的な状況である。保育者として必要となる事柄を体験し、確実に身につけさせる必要性が年々高まっていると感じている。

⑦ 協同性と協働性

子どもの協同性を育む立場の学生自身が、ひとつの目標に向かって関わり合いながら物事を進めることが苦手であることを学校生活の様々な場面で痛感する。また、繰り返し述べている通り、現在の保育は多様化・複雑化していることから保育者個人の力に任される側面と保育者同士が協力し合いより大きな力を発揮することが求められる側面とがある。協同性の学び直しになるような体験と保育者として必須事項である協働性につながる体験をするために、講義や演習だけでなく、関わり合いながら活動する体験学習の場を設けることが必要であると考え。

⑧ 場面を読み取る力

養成課程においては、実習も含めた現場における体験学習で記録（日誌）を課すことがほとんどであろう。保育者と子どもの関わり、子ども同士の関わりなどを観察し、その関わりから子どもたちが何を感じ、どのように反応したか、どのような変化が見られたかをつぶさに記録することにより、学びを深めることが目的である。保育者の意図や子どもの内面という目に見えないもの・ことを可視化する力の育成と言い換えることができる。しかし、学生にとっては、この可視化・具体化が非常に難しい。できないから取り除くではなく、できないからこそ体験的に学ばせることが必要ではないだろうか。「生活力を高める援助」「今・ここでを重要視する援助」「協同性を育む援助」など、学生に理解してほしいと考える事項において学びを深められるような教材の工夫や科目間の連携が養成校の課題と言える。

⑨ 「見守る」保育の理解と実践する力

実習において、両腕を後ろでつなぎ監視をするかのような印象を受ける学生の姿を目にすることがある。保育に関する様々な科目や実習指導の中で用いられる「見守る」保育の意味を正しく理解していない場合に見られる姿ではないかと推察する。「見守る」と「見張る」は全く異なる行為であるため、養成課程でしっかりと理解できる工夫をして相違点を理解させる必要がある。一人ひとりを丁寧に支えながら、教育的価値を見出し、適切に「見守る」ことができる力を育成することが私たち養成校の教員の課題のひとつであると言えよう。

おわりに

本研究で整理・検討し明確になった課題をどのように実践していくか、それが次のステップでの課題となる。これまでの多くの専門性研究から学びながら取り組んでいきたい。

引用文献

- 1) 保育所保育指針 平成20年3月28日厚生労働省告示141号
- 2) 保育用語辞典〔第6版〕2010 ミネルヴァ書房 p.186
- 3) 保育小辞典2008 大月書店 p.301
- 4) 幼稚園教員の資質向上に関する調査研究協力者会議「幼稚園教員の資質向上について ― 自ら学ぶ幼稚園教員のために」(報告) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/019/toushin/020602.htm
- 5) 幼稚園教育要領 平成20年3月28日文科科学省告示第26号
- 6) 保育士養成課程検討会 保育士養成課程等の改正について(平成22年3月24日) <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0324-6a.pdf>
- 7) 香宗我部琢(2011)「保育者の専門性のパラダイムシフトがもたらした問題」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』59巻2号 pp.53-68
- 8) 諏訪きぬ監修(2011)『保育における感情労働 ― 保育者の専門性を考える視点として ―』ミネルヴァ書房
- 9) 10) 中坪史典(2011)「保育者の専門性としての感情的実践に関する研究動向」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第3部第60号 pp.241-248
- 11) 中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために ― 次世代を育てる心を失う危機 ― (平成10年6月30日答申) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/980601.htm#4
- 12) 中央教育審議会 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について(平成17年1月28日答申) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013102/002.htm
- 13) 浜口順子(2014)「平成期幼稚園教育要領と保育者の専門性」『教育学研究』第81巻第4号 pp.66-77
- 14) 無藤隆・汐見稔幸(2017)『イラストで読む!幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領早わかりBOOK』学陽書房 pp.20-21
- 15) 子どものからだと心白書2005(2005)子どものからだと心・連絡協議会 pp.84-85

参考文献

- 民秋言 編『幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷』(2008) 萌文書林
『子どもの遊びと手の労働』(1979) 子どもの遊びと手の労働研究会 あすなろ書房
『子どものからだは舐まれている』(1979) 正木健雄 柏樹社
『保育所保育指針解説書』・『幼稚園教育要領解説』(2008) フレーベル館
『ここが変わった!3法令改訂(定)の要点とこれからの保育』(2017) チャイルド本社
川喜田二郎『発想法 改版 ― 創造性開発のために』(2017) 中公新書

(提出日 2017年9月29日)